

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 土地・建設産業局

権限付与及びそれによる事業の概要	技術検定(建設機械施工)の学科試験及び実地試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	建設業法第二十七条の二	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	建設業法第二十七条の三に規定する指定の基準を満たしていること。	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人 日本建設機械施工協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>指定の基準は、試験事務の実実施計画が適切であること、必要な経理的及び技術的な基礎を有すること、試験事務以外の業務を行っている場合にはその業務を行うことによって試験事務が不公正になる恐れがないこととなっており、試験事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>試験は適正かつ確実に実施されなければならないが、複数の法人で実施した場合、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が生じる可能性があるとの理由により、指定試験機関(権限付与法人)は種目ごとに一つであることが適当である。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>技術検定試験は建設工事に携わる者の施工技術の向上を目的としており、本試験の合格者は建設業法で定められる監理技術者、主任技術者の資格を満たすものとして取り扱われることから、非常に重要な役割を担っている。よって、試験が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性を保つ必要があることから、指定試験機関(権限付与法人)は種目ごとに一つであることが適当であるとの結論を得た。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>指定試験機関(権限付与法人)を複数指定する場合、複数の試験が開催されることとなり、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が生ずる恐れがある。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、一般社団法人日本建設機械施工協会において、試験事務が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性が保たれているか監督する。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 土地・建設産業局

権限付与及びそれによる事業の概要	技術検定(土木施工管理、管工事施工管理、造園施工管理)の学科試験及び実地試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	建設業法第二十七条の二	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	建設業法第二十七条の三に規定する指定の基準を満たしていること。	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 全国建設研修センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>指定の基準は、試験事務の実実施計画が適切であること、必要な経理的及び技術的な基礎を有すること、試験事務以外の業務を行っている場合にはその業務を行うことによって試験事務が不公正になる恐れがないこととなっており、試験事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>試験は適正かつ確実に実施されなければならないが、複数の法人で実施した場合、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が生じる可能性があるとの理由により、指定試験機関(権限付与法人)は種目ごとに一つであることが適当である。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>技術検定試験は建設工事に携わる者の施工技術の向上を目的としており、本試験の合格者は建設業法で定められる監理技術者、主任技術者の資格を満たすものとして取り扱われることから、非常に重要な役割を担っている。よって、試験が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性を保つ必要があることから、指定試験機関(権限付与法人)は種目ごとに一つであることが適当であるとの結論を得た。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>指定試験機関(権限付与法人)を複数指定する場合、複数の試験が開催されることとなり、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が生ずる恐れがある。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、一般財団法人全国建設研修センターにおいて、試験事務が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性が保たれているか監督する。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 土地・建設産業局

権限付与及びそれによる事業の概要	技術検定(建築施工管理、電気工事施工管理)の学科試験及び実地試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	建設業法第二十七条の二	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	建設業法第二十七条の三に規定する指定の基準を満たしていること。	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 建設業振興基金	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>指定の基準は、試験事務の実実施計画が適切であること、必要な経理的及び技術的な基礎を有すること、試験事務以外の業務を行っている場合にはその業務を行うことによって試験事務が不公正になる恐れがないこととなっており、試験事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>試験は適正かつ確実に実施されなければならないが、複数の法人で実施した場合、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が起こる可能性があるとの理由により、指定試験機関(権限付与法人)は種目ごとに一つであることが適当である。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>技術検定試験は建設工事に携わる者の施工技術の向上を目的としており、本試験の合格者は建設業法で定められる監理技術者、主任技術者の資格を満たすものとして取り扱われることから、非常に重要な役割を担っている。よって、試験が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性を保つ必要があることから、指定試験機関(権限付与法人)は種目ごとに一つであることが適当であるとの結論を得た。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>指定試験機関(権限付与法人)を複数指定する場合、複数の試験が開催されることとなり、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が生ずる恐れがある。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、一般財団法人建設業振興基金において、試験事務が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性が保たれているか監督する。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 土地・建設産業局

権限付与及びそれによる事業の概要	経営事項審査の客観的事項のうち、建設業の経理に関する状況において評価される建設業の経理に必要な知識を確認するための試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	建設業法施行規則第18条の3第3項第2号口、同第18条の4～第18条の7	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	1. 建設業法施行規則第18条の5に基づき、次の①②をいずれも満たすこと。 ①建設業法施行規則第18条の5第1号に掲げる内容について試験が行われるものであること。 ②建設業法施行規則第18条の5第2号の要件に該当する者を2名以上含む10名以上の合議制の機関により試験問題の作成・合否判定が行われること。 2. 建設業法施行規則第18条の7において準用する第7条の5(欠格条項)に該当しないこと。	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 建設業振興基金	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政裁量の余地無く登録されることが法令等において外形的に明示されており、必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録経理試験事務の登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録申請の手引き)を国土交通省ホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な登録申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、高い専門性の要求される事業でありながら利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録申請の手引き)を国土交通省ホームページにより周知していくこととする。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 土地・建設産業局

権限付与及びそれによる事業の概要	不動産鑑定士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるための実務修習の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	不動産の鑑定評価に関する法律第一四条の二	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	不動産の鑑定評価に関する法律第一四条の五に規定されている課程が、同条の規定する講師又は指導者によって行われるものであること等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>実務修習は法定の登録基準を満たせば登録でき、登録を受けた機関が行う制度であり、常時、国土交通省ホームページにおいて登録方法等を公開して情報を提供し、新規参入を促している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得るが、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	基準を満たす者であれば誰でも登録できるので引き続き国土交通省ホームページにおいて登録方法等を公開して情報を提供し、新規参入を図っていく。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 土地・建設産業局

権限付与及びそれによる事業の概要	登録計装試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	建設業法施行規則第七条の十九	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	建設業法施行規則第七条の二十第一項に規定する登録の要件を満たしていること。	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人 日本計装工業会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法令等において外形的に明示されており、必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、試験機関(権限付与法人)が一つである必要はない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>他の主体による適正な登録申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、複数の主体で実施した場合、試験のレベルを統一することや試験間で不平等が起こらないように留意する必要がある。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な登録申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、高い専門性の要求される事業でありながら利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、一般社団法人日本計装工業会において、試験事務が適正かつ確実に実施されているか監督する。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名： 都市局

権限付与及びそれによる事業の概要	土地区画整理士技術検定の学科試験及び実地試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	土地区画整理法第117条の4第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	土地区画整理法第117条の5に規定する指定の基準を満たしていること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 全国建設研修センター	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>指定の基準は、試験事務の実実施計画が適切であること、必要な経理的及び技術的な基礎を有すること、試験事務以外の業務を行っている場合にはその業務を行うことによって試験事務が不公正になる恐れがないこと等となっており、試験事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>試験は適正かつ確実に実施されなければならないが、複数の法人で実施した場合、試験のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が起こる可能性があるとの理由から、指定検定機関は1つであることが適当である。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>技術検定試験は、仮換地の指定及び換地処分 of 適正な実施その他土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るため実施するもので、土地区画整理事業を実施する上で非常に重要な役割を担っている。よって、技術検定試験が適正かつ確実に実施され、かつその均一性・公平性を保つ必要があることから、指定検定機関は一つであることが適当であるとの結論を得た。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>指定検定機関を複数指定する場合、複数の試験が実施されることとなり、試験のレベルの統一が困難であることから、試験間の不平等が生ずる恐れがある。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、一般財団法人全国建設研修センターにおいて、試験事務が適正かつ確実に実施され、かつその均一性・公平性が保たれているか監督する。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 都市局

権限付与及びそれによる事業の概要	一定規模以上の開発行為に係る設計者に必要となる講習に関する事務		
根拠となる法令・条項	都市計画法施行規則第19条第1号ト	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	都市計画法施行規則第19条の4第1項に規定する登録要件を満たしていること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 全国建設研修センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>法人類型の如何を問わず、登録要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが省令において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>登録講習機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>登録要件を満たす者であれば誰でも登録を受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続きの案内をホームページで周知している。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、登録要件を満たす者であれば誰でも登録を受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続きの案内をホームページにより周知していく。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名： 水管理・国土保全局

権限付与及びそれによる事業の概要	ダム等の維持、操作その他の管理を適正に行うことを目的とした「管理主任技術者」の確保・育成を図るための研修の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	河川法施行規則第27条の19	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	<p>1. 河川法施行規則第27条の19に基づき、次の①～③をいずれも満たすこと。</p> <p>①河川法施行規則第27条の20第1号の表の上欄に掲げる科目について学科研修及び実技研修が行われること。</p> <p>②実技研修は、ダム管理用制御処理設備のシミュレータを用いて行われること。</p> <p>③一定の経験・学位・専門知識等を有する者（資格等要件あり）が講師として研修事務に従事すること。</p> <p>2. 同規則第27条の19第1項第4号（欠格条項）に該当しないこと。</p>	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 全国建設研修センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政裁量の余地無く登録されることが法令等において外形的に明示されており、必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>研修の登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知している。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模の小さい事業であり、研修を希望する者が限られていること、また、受講者数が少数であり、今後も大幅な増加が見込まれないことから、参入のメリットが少なく、他に当該研修業務を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページにより周知していくこととする。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局

権限付与及びそれによる事業の概要	住宅紛争処理支援センターとして指定住宅紛争処理機関に対する紛争処理の実施に要する費用の助成、紛争処理に関する情報資料の収集・整理並びに指定住宅紛争処理機関に対する提供、紛争処理に関する調査研究、指定住宅紛争処理機関の連絡調整等を行う。		
根拠となる法令・条項	住宅の品質確保の促進等に関する法律 第82条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 第34条	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	住宅の品質確保の促進等に関する法律第82条第1項に規定する要件に適合すること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>住宅紛争処理支援センターは、全国に複数ある住宅性能評価機関や住宅瑕疵担保責任保険法人からの負担金の徴収、全国52の指定住宅紛争処理機関に対する助成など費用に関する事務、住宅紛争処理に関する資料収集・提供などを業務としていることから、全国の指定住宅紛争処理機関のバックアップを一元的に図り、公正・中立性を確保するため、業務実施計画が適切であること等を要件としている。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>住宅紛争処理支援センターは、全国に複数ある住宅性能評価機関や住宅瑕疵担保責任保険法人からの負担金の徴収、全国52の指定住宅紛争処理機関に対する助成など費用に関する事務、住宅紛争処理に関する資料収集・提供などを業務としており、全国で一の機関において、事務運営を行うことが最も効率的である。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>全国の紛争処理事例を一元的に集約し、整理・分析した情報を元に行うことが必要不可欠なため、権限付与対象法人の拡大を行うことは困難である。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>現在指定を受けている主体において、全国の紛争処理事例を一元的に集約し、整理・分析した情報を元に事業を行っていることから、情報の蓄積がない他の主体による実施の可能性は低いと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	国土交通省としては、引き続き、住宅紛争処理支援センターの業務が公正かつ適確に実施されるよう監督を行う。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局

権限付与及びそれによる事業の概要	一級建築士の登録に関する事務 一級建築士の名簿を一般の閲覧に供する事務 構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	建築士法第10条の4	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	建築士法第10条の5に規定する要件に適合すること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益社団法人 日本建築士会連合会	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>指定の基準は、一級建築士登録等事務の実施計画が適切であること、必要な経理的及び技術的な基礎を有すること、一級建築士登録等事務以外の業務を行っている場合にはその業務を行うことによって登録等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと等となっており、登録等事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>指定機関を一つとしているのは、取り扱う情報の重複の排除や漏洩・拡散の防止等の観点から統一的な情報の管理や提供等が必要なため。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>一級建築士登録等事務を一元的に適正かつ確実に実施することが必要であるため、指定による単一法人での実施が必要である。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>一級建築士登録等事務を実施する機関を複数指定した場合、一級建築士名簿が複数存在することになり、全体の把握が困難になる恐れが生じる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	一級建築士登録等事務について、法令等に基づき適正かつ確実に実施されるよう、引き続き、適切に監督を行っていく。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局

権限付与及びそれによる事業の概要	建築基準法施行規則第4条の20第2項第2号に規定する昇降機検査資格者講習の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	建築基準法施行規則第4条の20から第4条の37まで	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	建築基準法施行規則第4条の37において準用する第4条の23に規定する要件に適合すること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法令において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>登録講習機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページで周知している。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページにより周知していくこととする。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局

権限付与及びそれによる事業の概要	建築基準法施行規則第4条の20第3項第2号に規定する建築設備検査資格者講習の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	建築基準法施行規則第4条の20から第4条の35まで、第4条の38及び第4条の39	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	建築基準法施行規則第4条の39において準用する第4条の23に規定する要件に適合すること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法令において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>登録講習機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページで周知している。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページにより周知していくこととする。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局

権限付与及びそれによる事業の概要	耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務保証、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報・資料の収集、整理及び提供、調査研究等を行う。		
根拠となる法令・条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第32条	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	建築物の耐震改修の促進に関する法律第32条に規定する要件に適合すること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 日本建築防災協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、一定の要件に適合する者であれば、その申請により指定することができることが法律において明示されており、また定める要件については、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることからことから妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>耐震改修支援センターとしての指定を希望すれば、必要な審査を行った上で指定できる仕組みとなっており、権限付与法人が一つである必要はない。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>基準を満たす者であれば誰でも指定が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した申請手続の案内をホームページで周知している。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>基準を満たす者であれば、他の主体による実施の可能性もあり得る。 ただし、既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも指定が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した申請手続の案内をホームページにより周知していくこととする。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:住宅局

権限付与及びそれによる事業の概要	建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号に規定する特殊建築物等調査資格者講習の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	建築基準法施行規則第4条の20から第4条の35まで	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	建築基準法施行規則第4条の23に規定する要件に適合すること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 日本建築防災協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法令において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>登録講習機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページで周知している。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページにより周知していくこととする。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:自動車局

権限付与及びそれによる事業の概要	指定自動車整備事業者、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会が所有する自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、校正を行う。		
根拠となる法令・条項	指定自動車整備事業規則第12条第1項	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	指定自動車整備事業規則第13条の2に規定されている、一定の校正用機器及び設備や人員を備えているといった能力、登録申請者が指定自動車整備事業者等に支配されていないとする公平性等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人 日本自動車機械工具協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが省令において明示されており、その要件は必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>登録校正機関としての登録を希望すれば、必要な審査を行った上で登録することができる制度となっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>国土交通省のホームページ上で、登録校正機関の要件を周知するとともに連絡先を掲載し、適宜問い合わせに対応できる体制を維持しているところ。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>他の主体による実施を拒んでいるものではなく、適正な申請があれば他の主体による実施の可能性も有り得る。 ただし、自動車検査用機械器具の校正は、当該機器について精度の試験及び誤差が多い場合の調整を行うものであり、多種多様な自動車検査用機械器具の校正を公正・適確に実施するためには、対応できる校正用機器や設備の保有、専門技術等を有する校正員の確保等が必要であることから、新たに当該事業を実施しようとする者は少ないと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、ホームページにおいて他の法人等も登録申請可能であることを周知するとともに、問い合わせに対応できる体制を維持する。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:自動車局

権限付与及びそれによる事業の概要	旅客自動車運送事業に係る運行管理者試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	道路運送法第44条第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他に指定を受けた者がいないこと。</li> <li>・試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。</li> <li>・試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。</li> <li>・試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験事務が不公正になるおそれがないこと。</li> </ul>	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人 運行管理者試験センター	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること、経理的基礎及び技術的能力があることは、試験事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>試験は、運行管理者の一定の能力を担保する上で、適正かつ確実に実施されなければならないが、複数の者で実施した場合、試験の水準の統一が困難であり、試験間の不平等が起る可能性があること等の理由により、権限付与法人が1つであることが適当である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>試験は、国土交通大臣が自ら行うのと同程度に適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性・公正性を保つ必要があることから、試験機関は「指定」による単一法人であることが必要である。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他に指定を受けた者がなく、試験が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性・公正性を確保できるものであれば、他の主体による試験事務の実施の可能性も有り得る。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	国土交通省としては、引き続き、試験事務が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性・公正性が維持されるように監督する。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:自動車局

権限付与及びそれによる事業の概要	貨物自動車運送事業に係る運行管理者試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	貨物自動車運送事業法第46条第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他に指定を受けた者がいないこと。</li> <li>・試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。</li> <li>・試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。</li> <li>・試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験事務が不公正になるおそれがないこと。</li> </ul>	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人 運行管理者試験センター	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること、経理的基礎及び技術的能力があることは、試験事務の安定性及び信頼性を維持する観点から妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>試験は、運行管理者の一定の能力を担保する上で、適正かつ確実に実施されなければならないが、複数の者で実施した場合、試験の水準の統一が困難であり、試験間の不平等が起こる可能性があること等の理由により、権限付与法人が1つであることが適当である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>試験は、国土交通大臣が自ら行うのと同程度に適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性・公正性を保つ必要があることから、試験機関は「指定」による単一法人であることが必要である。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他に指定を受けた者がなく、試験が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性・公正性を確保できるものであれば、他の主体による試験事務の実施の可能性も有り得る。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	国土交通省としては、引き続き、試験事務が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性・公正性が維持されるように監督する。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:自動車局

権限付与及びそれによる事業の概要	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第96条の2に基づき、民間の証明書発行者(利用者)の本人確認をした上で、利用者から、完成検査終了証、譲渡証明書、自動車損害賠償責任保険証明書等に記載された事項の提供を受け、その内容を国土交通大臣からの照会に対して回答する情報処理業務		
根拠となる法令・条項	道路運送車両法第96条の2	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	①道路運送車両法又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者など、欠格条項に該当しないこと。(車両法第96条の3) ②電子計算機(入出力装置を含む。)及び情報処理業務に必要なプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)を有すること。(車両法第96条の4)	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 自動車検査登録情報協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法令等において外形的に明示されており、必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録情報処理機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要はない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>国土交通省のホームページにおいて、登録情報処理機関における情報処理業務の概要、登録情報処理機関として登録を受けようとする場合の申請書記載事項、申請時添付書類及び複数の民間機関が登録可能であることなどを周知するとともに、連絡先を記載し、問い合わせに対応できる体制としているところ。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、登録基準等を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページにより周知していくこととする。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:自動車局

権限付与及びそれによる事業の概要	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第96条の15に基づき、利用者が自動車登録情報をパソコン等により簡便に確認・利用することを可能とするため、登録された民間機関を通じて電子的に提供する情報提供業務		
根拠となる法令・条項	道路運送車両法第96条の15	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	①道路運送車両法又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者など、欠格条項に該当しないこと。(車両法第96条の16) ②電子計算機(入出力装置を含む。)及び情報提供業務に必要なプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)を有すること。(車両法第96条の17)	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 自動車検査登録情報協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法令等において外形的に明示されており、必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>登録情報提供機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要はない。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>国土交通省のホームページにおいて、登録情報提供機関における情報提供業務の概要、登録情報提供機関として登録を受けようとする場合の申請書記載事項、申請時添付書類及び複数の民間機関が登録可能であることなどを周知するとともに、連絡先を記載し、問い合わせに対応できる体制としているところ。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、登録基準等を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページにより周知していくこととする。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名:海事局

権限付与及びそれによる事業の概要	モーターボート競走に出場する選手並びに競走に使用するボート及びモーターの競走前の検査、競走の審判その他競走の競技に関する事務や選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録、選手の出場あつせん、選手、審判員及び検査員の養成及び訓練等の実施		
根拠となる法令・条項	モーターボート競走法第32条第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	モーターボート競走法第32条第1項に規定されている競走実施業務の実施に関する計画が適切なものであること、当該計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有している等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 日本モーターボート競走会	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>当該事務・事業の実施主体の指定の基準は、現場で審判等を実施する競技関係事務については、その公正性を損なうおそれのある不当な圧力（例えば勝敗の判定を曲げるよう要請される等）がかかることを想定しているため、こうした状況が生じないよう、当該事務・事業の委託に係る価格や条件についての競争を排除することにより、実施機関の運営の独立性を高める必要があることに鑑み妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>当該事務・事業の指定にあたっては、基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一に限って、競走実施機関として指定することができることと定めている。これについては、登録、あつせん、ルール策定等競走の運営全体の調整に係る業務について、全国均一の水準による業務の実施や全国統一的なルール運用による競走の公正性の確保の観点から、単一の主体により実施されることが必要である。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>当該事務・事業は、中立性及び公正性が厳正に求められるというその性格上、非営利法人が実施する必要がある。また当該事務・事業が、モーターボート競走法の目的である「公益振興」という公益達成のために行われるものであることから一般社団法人及び一般財団法人が実施することが適当である。また、当該事務・事業は、登録、あつせん、ルール策定等競走の運営全体の調整に係る業務について、全国均一の水準による業務の実施や全国統一的なルール運用による競走の公正性の確保の観点から、単一の主体により実施されることが必要であることから権限付与対象法人の拡大を行うことは困難である。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>当該事務・事業は、登録、あつせん、ルール策定等競走の運営全体の調整に係る業務について、全国均一の水準による業務の実施や全国統一的なルール運用による競走の公正性の確保の観点から、単一の主体により実施されることが必要である。他の主体による実施の可能性については、現在競走実施機関として指定されている当該法人の指定の効力が失われた場合、又は、国土交通大臣から指定の取消しが命じられた場合には、国土交通大臣は、その申請により、全国に一に限って、競走実施機関として指定することとなる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	当該事務・事業について、法令等に基づき適正かつ確実に実施されるよう、引き続き適切に監督を行っていく。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 気象庁

権限付与及びそれによる事業の概要	気象予報士試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	気象業務法 第24条の5第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	気象業務法第24条の6(他に指定を受けた者がいないこと、試験事務実施計画の適切性、経理的基礎及び技術的能力、公正性等)	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 気象業務支援センター	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>気象予報士試験は、予報業務許可事業者が予報業務を行う事業所ごとに置かなければならない気象予報士について、現象の予想に必要な知識及び技能を有することを客観的に証明できる基準であり、気象庁長官が行う試験(国家資格)である。試験実施に関する事務は、国の行政事務を代行するものであり、国が行う場合と同様に適正かつ確実な実施を確保する観点から、権限付与の要件は妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>試験の実施にあたっては、高度の公正性、中立性、斉一性が要求されることから、指定試験機関の指定は全国を一に限り行う必要がある。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>試験の実施にあたっては、高度の公正性、中立性、斉一性を確保するため、指定試験機関の指定は引き続き全国を一に限り行うことから、権限付与対象法人拡大の必要性はない。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>試験の実施にあたっては、高度の公正性、中立性、斉一性が要求されることから、これらの要件を有していると認められる当該法人による実施が最も効果的かつ合理的である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	法令等に基づき、当該指定法人が試験の実施に関する事務を適正かつ確実に実施するよう、引き続き適切に管理・監督を行う。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 気象庁

権限付与及びそれによる事業の概要	気象庁が保有する気象情報の提供等の業務		
根拠となる法令・条項	気象業務法 第24条の28	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	気象業務法第24条の28(業務実施計画の適切性、経理的基礎及び技術的能力)	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 気象業務支援センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>気象庁が保有する情報の提供等に関する事務は、国が行う気象情報の利用の促進を図るために不可欠なものであり、国が行う場合と同様に適正かつ確実な実施を確保する観点から、権限付与の要件は妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>申請により複数指定することは可能であり、権限付与法人が1つである必要性はない。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>気象庁ホームページ上で、指定基準及び申請の手引きを公開している。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。ただし、市場規模が小さい事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、指定基準及び申請の手引きをホームページにより周知していくこととする。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 気象庁

権限付与及びそれによる事業の概要	気象の観測に用いる気象測器で、法により観測精度の維持が求められるものについて、一定の構造、性能を有していることを確認するための気象測器の検定に関する事務		
根拠となる法令・条項	気象業務法第32条の3	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	気象業務法第32条の4に規定されている一定の設備や人員を備えているといった能力、申請者が受検事業者に支配されていないという公正性等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人 気象業務支援センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b></p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b></p> <p>登録検定機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b></p> <p>気象庁ホームページにおいて、登録制度及び登録申請の受付等について周知するとともに問い合わせ窓口を表示し、登録希望のあった者に対し、参入に関する各種の相談に個別に応じている。 なお、従前より検査に必要な設備については、気象庁の設備を実費で使用できるようにするなど、参入しやすい環境を整えている。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b></p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。 但し、市場規模が小さい事業であり新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページにより周知していくこととする。		